



5 足監発第 1 2 3 6 号
令和 5 年 1 1 月 2 4 日

足立区議会議長 工 藤 てつや 様
足立区長 近 藤 やよい 様
足立区教育委員会 様

足立区監査委員 綿 谷 久 司
同 野 作 雅 章
同 長 沢 興 祐
同 いいくら 昭 二

令和 5 年度 定期監査（第二期）結果報告書の提出について

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき実施した
令和 5 年度定期監査（第二期）結果報告書を、同条第 9 項及び第 1 0 項並びに
足立区監査基準第 3 6 条の規定により下記のとおり提出します。

記

令和 5 年度 定期監査（第二期）結果報告書

- 1 監査の対象事務
主として令和 4 年度の財務に関する事務及び事業の執行等
- 2 監査期間
令和 5 年 8 月 2 8 日から令和 5 年 1 1 月 2 4 日まで
- 3 監査の対象部課及び実施日
別紙 1 「令和 5 年度 定期監査（第二期）対象・日程表」のとおり
- 4 監査の基本方針
地方自治法第 1 9 9 条第 3 項の規定の趣旨及び足立区監査基準に沿って、
区の行財政運営が最少の経費で最大の効果をあげているか、組織及び運営の
合理化に努めているか等の観点に立脚し、公正で合理的かつ効率的な行財政
運営が確保されているかについて検証するとともに事務事業の改善指導を行
った。

5 監査の重点項目

契約に係る事務処理が、適正に行われているかについて検証した。

6 監査結果

(1) 指摘事項

ア 認定こども園支援事業補助金交付事務について

子ども政策課では「足立区認定こども園支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）」に基づき、保育サービスの質の向上及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供を推進するため、私立認定こども園の設置者（以下「設置者」という。）に対し、認定こども園の事業費の一部を補助金として交付している。

交付要綱では、補助金の交付を受けようとする設置者は、足立区認定こども園支援事業補助金交付申請書（以下「申請書」という。）に関係書類を添えて申請し、交付決定後は、足立区認定こども園支援事業補助金請求書（以下「請求書」という。）を提出し請求すると規定している。

令和4年度認定こども園支援事業補助金の交付事務を監査したところ、補助金対象全4園の、申請者欄が記入済みで申請金額が未記入の申請書、申請者欄が記入押印済みで請求金額が未記入の請求書が多数保管されていた（最も多い園では、申請書、請求書がそれぞれ19枚）。

所管課は、設置者から提出された申請書、請求書に誤りがあった際、区が差し替えて補助金申請、及び請求手続きを進めるために、これらの申請書、及び請求書をあらかじめ各園から提出させていた。

本来、補助金の申請手続きは、申請者が行うべきものであり、申請書、請求書に誤りがあれば、改めて申請者から正しい内容の申請書、請求書を徴すべきものであることは言うまでもない。区が申請書、請求書を申請者に代わって作成することは、補助金申請手続きの公正性に対する区民からの信頼を失いかねない事務処理である。このような行為が本件補助金申請に係る当たり前の業務手順となっていたことは、業務の適正確保という観点から重大な問題である。

今後このような事務の執行が繰り返されることがないよう、職員の意識改革を含め、必要な改善措置を講じられたい。

〈子ども政策課〉

イ 足立区教育委員会附属機関構成員の費用弁償について

学務課では「足立区立校外施設条例」に基づき、校外施設の管理を行う指定管理者の候補者の選定審査を行うため、足立区教育委員会の附属機関として足立区立校外施設指定管理者選定審査会を設置している。

附属機関構成員の費用弁償については、「足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例」により、特別区の存する区域に居住地および勤務地を有する者以外の者に支給することとされている。

当該審査会の開催に伴う委員に対する費用弁償の執行について監査したところ、規定に基づいて支給すべき者に対する費用弁償がなされていなかった。

今後このような事務の執行が繰り返されることがないよう必要な改善措置を講じられたい。

〈学務課〉

ウ 契約事務の適正な執行について

予定価格が30万円以上の区立学校の所掌に係る事項に関する備品の買入契約については、契約事務規則第3条第2項により契約事務を処理する権限が学校長に委任されていないことから、契約課契約とすることになっている。

千寿第八小学校の契約事務を監査したところ、次のような契約事務の基本から外れた行為が行われていた。

予定価格を合計すると305,910円である2件の靴箱の購入契約（6段4列2台及び6段3列1台）について、契約請求決定日、契約決定日、契約締結先、契約期間、納品日及び検査日がすべて同一であることから、1件の契約として学校支援課へ契約課契約を依頼すべきであるにもかかわらず、分割して学校長契約を行っていた。

また、本件においては、学校からの申請額は1台ごとに計上されていたものの、その合計額は学校長の備品買入権限を超えていたことから、本来、学校支援課が契約事務を行うべきところ、その事実を見落とし、予算配付を行っていた。

こうした取り扱いは、地方自治法、契約事務規則等に照らして不適切な事務処理であり、今後このような事務の執行が繰り返されることがないよう必要な改善措置を講じられたい。

〈千寿第八小学校、学校支援課〉

指摘事項については以上のとおりである。本監査の結果に基づき措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知されたい。

(2) 注意事項

注意事項とは、執行状況から判断し、不適切であるが少額又は区政への影響が少ないため、監査の中で改善・見直し・検討を口頭により指導したものである。また、支出の誤りのあったものについては、監査日以降に訂

正し返還又は追加支出のあったことを確認した。

ア 財務関係

(ア) 事案決定関係

- a 事案決定区分が副区長決定であるにもかかわらず、部長決定にしているもの

〈子ども施設運営課〉

- b 事案決定区分が部長決定であるにもかかわらず、課長決定にしているもの

〈学務課、支援管理課〉

- c 部長以上の決定を必要とする契約請求にもかかわらず、文書管理システムによる事案決定書を作成していないもの

〈支援管理課〉

- d 区が交付する補助金について、補助金交付団体から実績報告書の提出を受けたにもかかわらず、当該報告に係る事案決定処理を終えていないもの

〈青少年課〉

(a、dの根拠) 足立区事案決定規程第3条
足立区教育委員会事務局事案決定規程
第4条、第17条

(bの根拠) 足立区教育委員会事務局事案決定規程
第4条

(cの根拠) 足立区事案決定規程第3条
足立区教育委員会事務局事案決定規程
第4条、第17条

22足総総発第3321号

(イ) 契約関係

- a 委託契約において、仕様書で区への提出を定めている書類を提出させていないもの

- (a) 登録車両の全て又は本委託に係る全車両の形状・登録番号の一覧表

〈学務課〉

(b) 作業予定表・作業完了後の記録写真・完了届

〈教育相談課〉

(根拠) 契約約款 (委託) 第 1 条、委託契約仕様書

(ウ) その他

a 機器の更新に伴い、旧機器を不用品への組替等の手続きを行わないまま処分し、新機器については備品登録をしていないもの

〈浏江小学校〉

(根拠) 足立区物品管理規則第 1 4 条、第 2 4 条、第 2 8 条、
第 3 0 条

b 取替工事により設置した新機器の備品登録をしていないもの

〈第十一中学校〉

(根拠) 足立区物品管理規則第 1 4 条、第 2 4 条

c 郵券受払簿において、出納責任者の押印が全くされておらず、また記載に漏れがあったため、受払簿に記入された残枚数と実際の残枚数が合わないもの

〈鹿浜こども園〉

(根拠) 金銭会計事務質疑応答集

d 一時保育に係る収納金について、現金保管が 2 万円を超えていたにもかかわらず、払込をしていないもの

〈上沼田保育園〉

(根拠) 足立区会計事務規則第 3 2 条

e 毒物劇物の管理について、毎月在庫量の定期点検を行い記録すると規定されているにもかかわらず、行っていないもの

〈千寿双葉小学校、平野小学校〉

(根拠) 毒物及び劇物取締法

各学校医薬用外毒物劇物危害防止管理規程

イ 旅費関係

(ア) 特別な理由なく、最も経済的な通常の経路以外の経路で旅費を支給しているもの

〈学校支援課〉

(根拠) 足立区職員の旅費に関する条例第 7 条
旅費事務の手引

(イ) 出張命令により旅行しているにもかかわらず、旅費を支給していないもの

〈教育指導課、花保中学校、青少年課〉

(根拠) 足立区職員の旅費に関する条例第3条第1項

(ウ) 年次有給休暇取得後の居住地から出張先までの旅費を支給していないもの

〈花畑中学校、花保中学校〉

(根拠) 足立区職員の旅費に関する条例第3条第1項

旅費事務の手引

(エ) 通勤経路部分の旅費を支給しているもの

〈教育指導課、花畑中学校、こども家庭支援課〉

(根拠) 足立区職員の旅費に関する条例第7条

旅費事務の手引

(オ) 旅費の過払い分について、納付書による戻入処理をすべきところ、行っていないもの

〈学校支援課、蒲原中学校〉

(根拠) 〔都〕職員の旅費に関する条例第7条

学校事務の手引

(カ) IC運賃により旅費を支給すべきところ、切符を利用した料金で支給しているもの

〈上沼田保育園〉

(根拠) 25足総人発第4037号通知

(キ) IC運賃で通勤手当認定を受けている者が、通勤経路を越えて出張し、出張先までの運賃と通勤経路の運賃との差額分を支給すべきところ、運賃を誤って支給しているもの

〈教育指導課、学校支援課〉

(根拠) 足立区職員の旅費に関する条例第7条

(ク) その他、旅行命令簿の旅行経路の誤入力等により、旅費を正しく支給していないもの

〈学校支援課、教育指導課、東島根中学校、鹿浜こども園〉

(根拠) 足立区職員の旅費に関する条例第3条第1項

〔都〕職員の旅費に関する条例第3条第1項

ウ 超過勤務手当等関係

(ア) 休憩時間を超過勤務時間を含めて、超過勤務手当を支給しているもの

〈学校支援課〉

(根拠) 足立区職員の給与に関する条例第19条第1項

(イ) 超過勤務を行ったにもかかわらず、庶務事務システムへの入力処理が正しく行われなかったため、超過勤務手当を支給していないもの

〈東綾瀬保育園、こども家庭支援課〉

(根拠) 足立区職員の給与に関する条例第19条第1項

7 監査委員意見

(1) 足立区こどもトワイライトステイ事業について

ア 事業の有効性、経済性について

こども家庭支援課では、令和元年7月から子育て短期支援事業として、「足立区こどもトワイライトステイ事業（施設型）実施要綱」に基づき、保護者が就労その他の理由によって児童の養育が困難となる場合に、平日の17時30分から21時30分まで児童を預かる、足立区こどもトワイライトステイ事業（施設型）（以下「本事業」という）を実施している。

本事業について監査したところ、その実施状況及び支払い委託料は以下のとおりであった。

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用人数(日数)	1(2)	0	2(2)	0	0
委託料(円)	2,704,000	3,600,000	3,603,000	3,600,000	3,600,000

(注) 5年度の利用人数は9月末現在、委託料は支払予定金額

事業を開始した令和元年7月から令和5年9月末までの4年3か月間の利用実績は合計で3人4日間であり、令和4年度以降の直近1年半では全く利用されていなかった。本事業の利用状況は極めて低調であることから、本事業に対するニーズはほとんどないと推測される。他方、令和5年度までの5年間の事業者に対する支払委託料の合計額は、5年度支払予定額を含んで1千7百万円余となっている。

本事業の利用状況と、区の委託料負担を考慮すると、本事業は有効性、及び経済性の観点から大きな問題があると言わざるを得ない。本事業の在り方について、事業廃止も含めた抜本的な見直しを検討されたい。

イ 事業評価に基づく継続的な事業の見直しと改善について

前述のように、本事業の利用状況は事業開始当初から著しく低調であるにもかかわらず、所管課において、適切な事業評価がなされた形跡は尠えず、事業のP D C Aサイクルが機能していない。

本事業に限らず、各所管課は、それぞれ所管する事務事業について、事業の有効性、経済性及び効率性について適宜検証を行い、適切な事業評価を実施することにより、継続的な事業の見直し・改善を図られたい。

(2) 学校 I C T 教育推進関連予算の適切な契約執行について

情報システム課は、平成30年に学校 I C T 教育推進環境整備・支援事業委託として、通信機器の整備・保守運用、教員用及び児童生徒用端末のリース、I C T 支援員派遣委託等を一括してプロポーザル方式による随意契約で調達を行っている。

学校 I C T 関連予算に係る所掌を引き継いだ学校 I C T 推進担当課は、令和6年10月以降の契約更改に向けて、個々の契約ごとに契約内容を精査し、適切な契約方法を選択するとの基本的な考え方に基づき、通信機器購入、その保守運用、児童・生徒用タブレット端末の購入(破損に係る付保を含む)、I C T 支援員派遣委託等の調達について、競争入札を原則とした具体的な契約方法の検討を行っていく方針であるとの説明があった。

学校 I C T 教育推進に向けては、今後も多額の予算支出が見込まれ、費用対効果を踏まえた適正な予算執行が求められる中で、契約事務の適正化に沿った適切な対応であると評価したい。

以 上

令和5年度 定期監査（第二期）対象・日程表

1 委員監査

月日	曜日	部局名	監査対象	監査会場
8月28日	月	学校運営部	①学校施設管理課 ②学務課、おいしい給食担当課	監査室
8月29日	火	学校運営部	①梅島第一小学校 ②保木間小学校	各校
			①東加平小学校 ②第十一中学校	
8月31日	木	学校運営部	①梅島第二小学校 ②第十中学校	各校
			①加平小学校 ②栗島中学校	
9月1日	金	教育指導部	①教育指導課 ②学力定着推進課	監査室
9月4日	月	教育指導部	①教育政策課、学校ICT推進担当課	監査室
		子ども家庭部	②子ども施設入園課	
9月5日	火	子ども家庭部	①支援管理課、教育相談課、こども家庭支援課	現地
9月6日	水	学校運営部	①学校支援課	監査室
9月8日	金	学校運営部	①花保中学校	各校
9月11日	月	学校運営部	①平野小学校 ②東島根中学校	各校
			①花保小学校 ②花畑中学校	
9月20日	水	子ども家庭部	①保育園集合（上沼田、北保木間、東綾瀬、宮城、東花畑、平野、鹿浜こども園） ②子ども施設運営課	監査室
9月21日	木	子ども家庭部	①青少年課 ②私立保育園課	監査室
9月29日	金	子ども家庭部	①子ども施設指導・支援課 ②子ども政策課	監査室

<部長監査>

月日	曜日	監査対象	監査会場
10月19日	木	①学校運営部 ②教育指導部	監査室
10月23日	月	①子ども家庭部	監査室

3 旅費・手当等監査対象所属

教育指導課、学校支援課、学校施設管理課、子ども施設入園課、青少年課
支援管理課、教育相談課、こども家庭支援課